

発達障害支援関係の対応状況

11月30日

発達障害の支援を考える議員連盟総会
厚生労働省資料

平成29年度概算要求額: 1, 454百万円

主な改正事項

1 身近な地域での支援体制の充実

【関係条項】

第14条(発達障害者支援センター等)
当事者や家族が身近な場所で支援を受けられるように適切な配慮をすることについて規定新設。

第19条の2(発達障害者支援地域協議会)
発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援に従事する関係者等により構成される発達障害者支援地域協議会を設置できることについて規定新設。

改正事項に伴う対応

(◎: 予算要求、○: その他)

◎都道府県地域生活支援事業【484億円の内数】←464億円の内数

- ・発達障害者支援地域協議会が法律上に位置づけられたことを受け、当該協議会にかかるとする設置、運営を必須事業化。(新規)
- ・発達障害者支援センターについて、身近な場所での支援への配慮も踏まえ、次期の障害福祉計画において、複数設置等を促す。

◎発達障害情報・支援センター【52百万円】←45百万円

- ・発達障害者支援地域協議会が法律上に位置づけられたことを受け、自治体担当者を訪問し体制整備の助言を実施。(継続)

※H28年度は、体制整備検討組織が未設置等の11自治体を訪問し助言。(6月から開始し、11月で10箇所(下線自治体)に助言済み)

※未設置等自治体名: 茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県、新潟市、新潟市、兵庫県、岡山市、愛媛県、熊本市、秋田県、沖縄県

◎市町村地域生活支援事業【484億円の内数】←464億円の内数

- ・保育所や放課後児童クラブ等に発達障害に関する知識を有する専門員を派遣し、発達障害の疑いのある児童の保護者等への情報提供や助言などを行う「巡回支援専門員整備事業」について要求。(継続)

○「巡回支援専門員整備事業」の対象に、放課後児童クラブが含まれていることを明確化する通知を发出。(平成28年11月14日)

◎かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業(平成28年度新規)【44百万円】←同

- ・発達障害の早期発見、早期支援及び地域での生活支援の推進を図る観点から、地域のかかりつけ医等が適切な診療を行うための研修事業を実施。

※H28年度は、9県(群馬県、埼玉県、愛知県、福井県、岡山県、徳島県、福岡県、佐賀県、熊本県)で実施予定

◎都道府県地域生活支援事業【484億円の内数】←464億円の内数

- ・発達障害者の家族等への支援を行うため、ペアレントメンターの養成等、家族支援の実施。(継続)

○家族や支援者が、発達障害児に適切に対応できるようペアレントプログラムを自治体が事業化するためのマニュアルを作成、公表。

2 家族支援も含めたきめ細かな支援の充実

【関係条項】

第5条(児童の発達障害の早期発見等)
発達障害の疑いのある児童の「保護者への情報提供、助言」を行うことを追加。

第11条(地域での生活支援)
地域での生活支援の視点として、「性別、年齢、障害の状態、生活の実態」を追加。

第13条(発達障害者の家族等への支援)
家族支援の対象に、「その他の関係者」を追加し、支援の内容に、「発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をするための情報提供や家族が互いに支え合うための活動の支援」を追加。